静岡県立静岡高等学校　定時制　学校いじめ防止基本方針

１　いじめ防止に関する本校の基本的考え方

本校の校訓「卬高」（高きを仰ぐ）という理念のもと、実践目標のうちの「われわれは人に迷惑をかけない」「われわれは自主的に行動する」の２つを心に留め、生徒一人一人が『いじめは絶対に許さない』という固い信念に従って行動できるようにすることを目指す。

定時制の生徒は全日制と異なり、異年齢の生徒も交じっており、さらに就労の体験から外部の社会とのつながりも深い。そのため、学校内の規則にとどまらず、広く社会一般のルールにも縛られているという特性がある。その社会性という特性をいかし、様々な角度からのアプローチを行うことで、いじめを未然に防いだり、いじめの芽の早期発見に努めたり、問題が持ちあがった時には多方面から解決の糸口をつかんだりすることができるというメリットがあると考える。そのためにも、外部機関との連携も視野に入れ、社会総がかりでいじめ問題を克服するという姿勢で臨みたい。

２　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第２条に鑑み、次のように定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、同じ学校に在籍するその生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為によって心身の苦痛を感じているものをいう。

また、心身の苦痛を感じているものだけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかり確認することが必要である。

☆具体的には、次のような行為をさす。

- **冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。**
- **仲間はずれ、集団から無視をされる。**
- **軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。**
- **体当たりをされたり、叩かれたり、蹴られたりする。**
- **金品をたかられる。**
- **金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。**
- **嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。**
- **パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等**

（１）いじめに対する基本的認識

①いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されるものではない、卑劣な行為である。

②いじめは、どの学校でも、どの学級でも起きうる可能性のあるものである。

③いじめは、重大な人権侵害行為であるとともに、身体に危害を加えたり金品などを強要したりするなどの行為は、犯罪行為である。

④いじめは、教職員等の目の届かない所で行われることも多く、ＳＮＳ等インターネット上でのいじめも数多く起きている。

（２）いじめに対する生徒の関わり方

生徒のいじめに対する立場は、次の４つに分類される。

Ａ　いじめの被害者

Ｂ　いじめの加害者

Ｃ　いじめ行為に対して、周囲でひやかしたり、はやしたてたりする。

Ｄ　いじめ行為に対して、傍観者の立場をとる。

・これらの構造は、固定化されている訳ではない。Ｂのうちの一部が、Ａになることもあれば、ＡがＢの立場になることもある。

・Ｃの存在は、いじめを助長する事にもなり、Ｂの一部とみなすこともできる。

・Ｄの存在は、自分たちがＡの立場にならないための自己防衛であろうが、結果的にいじめの存在を認めてしまうことにつながる。

◎以上の観点を踏まえ、日頃から「いじめの未然防止」「いじめの早期発見・早期対応」に心掛け、それでも起きてしまった時には、上記Ａ～Ｄそれぞれの生徒に対して、気持ちに寄り添いながら適切な指導をしていく必要がある。

（３）いじめが解消している状態

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要である。

３　いじめの未然防止に向けて

（１）いじめを許さない生徒を育てる

ア　教職員としての手立て

①学級経営、授業の充実

・生徒に対し、受容的態度やコーチングの手法をもって臨み、生徒の良さを引き出して自己肯定感をもてるような指導を心掛ける。

・他の生徒を差別したり排除しようとしたり、人権を侵害するような言動があった場合には、その場で適切な指導をする。

・「わかる授業」「楽しい授業」を通して、生徒がともに学び合う雰囲気をつくる。

・生徒への発問を工夫したり、発達段階に応じた個別指導をしたりすることにより、生徒に自信をつけさせるようにする。

・定期的に生徒へのアンケートを行い、その結果を指導に役立てる。

②人権意識の高揚

・職員研修の中で、いじめを始めとする人権に関する問題を扱い、人権意識の向上に努める。

・静岡県教育委員会発行の「生きる力～ライフスキル～」「人間関係づくりプログラム」などを利用しての生徒指導のやり方などの自主研修を奨励する。

イ　生徒の取組への手立て

①生徒会活動や学校行事の充実

・体育祭や生徒会行事、予餞会などの行事運営に、生徒会生徒の関わりを高めることで、生徒の自主的な活動を促す。

・修学旅行など集団での活動を伴う行事を利用して、生徒同士の適度なコミュニケーションが取れるように指導し、個と集団のあり方を理解させる。

・部活動の大会や合同文化祭など、日頃の活動の成果を発表する場を通して、他の生徒の良さを認め、それらを自らの活動の活力にできるようにする。

②情報モラルの育成

・インターネットを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する講演会や研修を行う。

（２）保護者や外部の組織と連携する

①保護者への協力の要請

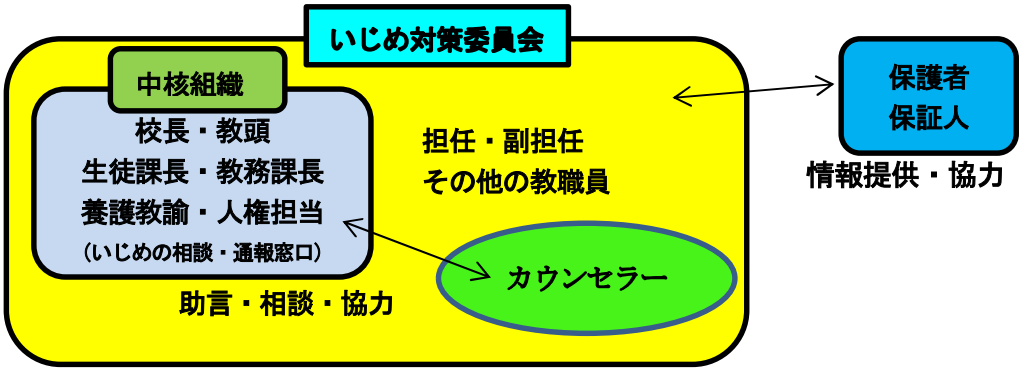
・「学校ＨＰ」や秋に行う学校公開などにより、学校の情報公開を積極的に行い、学校

の教育活動に対して関心をもってもらう。
・日頃の家庭との電話連絡や、学期に最低１回は行う三者面談などにより、情報交換を密に行う。

②外部機関などとの連携
・生徒の勤める職場訪問を行うなどして、情報交換をはかる。

（３）学校としての体制づくり

①全職員で対応できるような組織の構築
・「いじめ対策特別委員会」を組織し対応にあたる。校長のリーダーシップのもと、教頭・生徒課長・教務課長・養護教諭・人権担当からなる「中核組織」が方向性を示し、担任をはじめとする全職員で、最終的な対応の方法を定め、行動に移していく。
・適宜、外部人材の意見や助言を求め、協力を仰ぐ。
・特に配慮を必要な生徒については、日常的にその生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。



４　いじめの早期発見に向けて

（１）教職員としての手立て

①生徒の情報の共有
・毎日の打ち合わせや職員室内での日常会話などで、生徒の情報を教職員全員が共有する。
・職員が一人で抱え込むことがないように、生徒の気になった言動についてはすぐに報告をし、教職員全員が情報共有する。

②相談体制の整備
・各教職員が、日頃から生徒へのこまめな声掛けをすることで良好な関係を構築し、相談しやすい環境をつくる。
・担任、養護教諭、生徒指導担当、人権担当だけでなく、誰でも話しやすい教職員に相談すればよいことを、周知徹底する。

③生徒の様子のこまめな観察
・授業中のみならず、休み時間や放課後など、校内巡視をする中で、生徒の様子を観察する。
・トイレなど、教室外で死角になる場所などを意識して見回り、さらに生徒の行動や会話の内容などにも注意を払う。

④アンケート調査や面談の実施
・いじめの内容も含んだ学校生活全般に係るアンケート調査を計画的に実施する。
・年間計画に組まれた個人面談や三者面談以外にも、生徒の言動が気になった際には随時面談を実施する。

・気になる記述などがあった際は、教職員全体で対応を考え、本人や周囲への聞き取り調査などを実施する。

⑤外部機関への相談の情報提供

・静岡県の「いじめ・暴力対策メールコーナー」や静岡市の「こころのホットライン」などを紹介し、外部の機関への相談も可能なことを、周知させる。

（2）保護者や外部よりの情報提供

①保護者への協力要請

・「学校ＨＰ」などで、いじめに関する情報提供を呼びかけるとともに、ＰＴＡ総会・心の教育懇談会や面談の際にも直接お願いをする。

・静岡県の「いじめ・暴力対策メールコーナー」や静岡市の「こころのホットライン」など、外部の機関への相談も可能なことを、周知させる。

②生徒の職場への協力要請

・職場訪問などの際に、生徒に変わった様子が見られた時など情報提供していただけるよう、要請する。

５　いじめ発見や通報などを受けた時の対応

（1）発見から指導へ

①いじめの発見には、次のようなケースが想定できる。

・教職員が、いじめが疑われるような現場に遭遇する。

・生徒本人や保護者から、情報提供や訴えがある。

・他の生徒や保護者から、情報提供がある。

②初期対応

・上記のどのケースでも、その場で判断せず、必ず他の教職員に報告して情報を共有する。

・「いじめ対策特別委員会」のうち、先ず『中核組織』で対応を検討し、その後、全職員で協議する。

≪確認事項≫

いじめの内容、関係する生徒、被害者・加害者の特徴、周囲の生徒の関連等

≪検討事項≫

ア　緊急性の確認……「不登校」「自殺」「自傷行為」などへの発展性の有無

イ　重大度の確認……「脅迫」「暴行」などの犯罪行為の有無

ウ　関係する生徒の交友関係や家庭事情の確認……事情聴取するにあたっての留意事項

エ　教職員の役割分担……被害者からの事情聴取および事後の支援
加害者からの事情聴取および事後の指導
周囲の生徒からの事情聴取
保護者からの事情聴取及び対応
生徒全体への指導
関係機関との連絡調整（必要に応じて）

オ　カウンセラーや関係機関との連携の有無

③情報収集

・事情聴取は、複数で行う。さらに、様々な事態の発生に対し、他の教職員がバックアップできるようにしておく。

・事情聴取は、人目につかない所で行うようにする。
・生徒が安心して、包み隠さず事情を話せるような環境を作るべく、聴取する人や場所に考慮する。
・情報の入手元に対しては秘密を厳守し、報復などが行われないように細心の注意を払う。
・被害者、加害者、周辺生徒（場合によっては保護者）からの聴取内容を照合し、矛盾する箇所については再度確認して、正確な情報を得るように努める。
・被害者、加害者ともに保護者にも情報を提供し、協力をあおぐようにする。

④その後の生徒への支援・指導

ア　被害者生徒への対応

・担任等を中心に、生徒に寄り添いながら話を聞く。徹底して、生徒の側に立つことを示す。
・生徒の表情や態度の変化に常に目を向け、問題が解決したと思われた後も、継続して注意を払う。
・担任や養護教諭、人権担当などを中心に支援を行い、場合によっては、外部人材の助けを借りて対処する。
・学校が、今後も継続的に見守ることを伝え、些細な心配事でも遠慮なく相談するように話しておく。

★被害者と加害者に問題解決をゆだねることは避け、学校が間に入ることを双方に伝える。

イ　加害者生徒への対応

・いじめは、いかなる事情があろうとも絶対にやってはいけないことを、再度伝える。
・いじめ問題に発展した経緯と、その時の心情の変化などを振り返させ、同じことを2度と起こさせないように、内省を深めさせる。
・自分の置かれた環境や社会に対する不満などがいじめの引き金になっているようであれば、その心情を吐露させ、その改善に努めるように指導する。必要な場合は、外部人材や関係機関を紹介して、相談することを勧める。

ウ　周囲ではやしたてた生徒への対応

・いじめへの関わりの程度を確認し、いじめグループの一員であれば、加害者生徒に準じた指導を行う。
・いじめの現場にいた時の心境を振り返らせ、どのような態度をとるべきだったかを考えさせる。
・学校がいじめ問題に対して、真剣に取り組んでいる姿勢を強調し、2度と同じような態度を示さないように、内省を深めさせる。
・「人権を守る」「命を大切にする」という観点から、いじめの現場に遭遇した時や情報を得た時は、躊躇なく教職員等に相談して欲しいことを伝える。

エ　傍観者の生徒への対応

・全体への指導の中で、いじめは重大な人権侵害であり、見て見ぬふりをすることは、その行為を認めてしまうことにつながることを伝える。
・いじめの現場にいた時の心境を振り返らせ、どのような態度をとるべきだったかを考えさせる。
・学校がいじめ問題に対して、真剣に取り組んでいる姿勢を強調し、やめさせるか、告発する勇気をもって欲しい旨を伝える。
・「人権を守る」「命を大切にする」という観点から、いじめの現場に遭遇した時や情報を得た時は、躊躇なく教職員等に相談して欲しいことを伝える。

⑤保護者への対応

ア　被害者の保護者への対応

・いじめが発覚した段階で、保護者と連絡を取り、その事実を伝える。学校で状況を確認する旨を伝え、正確な情報を把握した段階で、再度説明することを伝える。生徒の様子に気を配ることをお願いする。

★被害者、加害者の保護者同士で対峙することがないように、お願いする。学校が間に入り、問題解決をはかることを双方に示しておく。

・正確な情報を把握したら、家庭訪問を行って事情を説明する。その際、複数の教職員で対応をし、学校として生徒を守っていくことを伝える。

・問題解決を表面的なものだけに終わらせず、学校が継続して見守ることを伝える。少しでも気になることがあれば情報提供してもらえるよう、信頼関係を築いておく。

イ　加害者の保護者への対応

・生徒への事情聴取後、来校をお願いして、経緯や内容などについて正確な情報を伝える。生徒本人を同席させ、内容の確認をする。

・どのような原因があろうと、いじめは重大な人権行為であることを理解してもらい、事の深刻さを認識してもらう。

・保護者への説明は、複数の教職員で行う。

★被害者、加害者の保護者同士で対峙することがないように、お願いする。学校が間に入り、問題解決をはかることを双方に示しておく。

・学校として、いじめの行為に対して生徒指導を行うとともに、生徒本人の人間的な成長を促すような対応も重ねて行うことを示す。

・事実を認めなかったり、学校の対応を非難したりするような保護者に対しては、粘り強く学校側の指導方針を伝え、あくまでも生徒の成長を促したいとする教育者としての信念を説明して理解を求める。

・問題解決には保護者の協力が不可欠であることを理解してもらい、信頼関係を構築しながら、一人の生徒として継続的に成長を見守っていくことを伝える。

６　ネットやＳＮＳなどに関連するいじめについて

（１）未然防止のために

・情報モラルについて、集会などで呼びかけをしたり、情報・公民など関連する授業の中で取り上げ、指導する。

・年に１回は、「情報モラル」についての講演会などを開催して、徹底をはかる。

（２）いじめが発覚した時の対応

・本人や保護者からの訴えや、他の生徒からの情報提供などがあった場合、その個所を印刷・保存するなどして証拠の確定を行う。また、関係する生徒や保護者などの事情聴取を行う。

・いじめ対策委員会を招集して、対応について協議する。

（３）その後の対応

・被害者の心のケアを、最重点課題として対応する。担任・養護教諭などを中心に生徒に寄り添って見守りを行う。

・被害者の保護者との連絡を密にし、連携して対応できるようにしておく。

・加害者の生徒に対しては、人権擁護の観点から再度指導を行う。

・不適切な書き込みについては、次のように対応する。

①Line やＸなど、書き込んだ本人が削除できるものは、削除させる。

②削除できないものは、県の「学校ネットパトロール」や、静岡地方法務局や警察署等の外部機関と連携して削除依頼を行う。

7　重大事態への対応

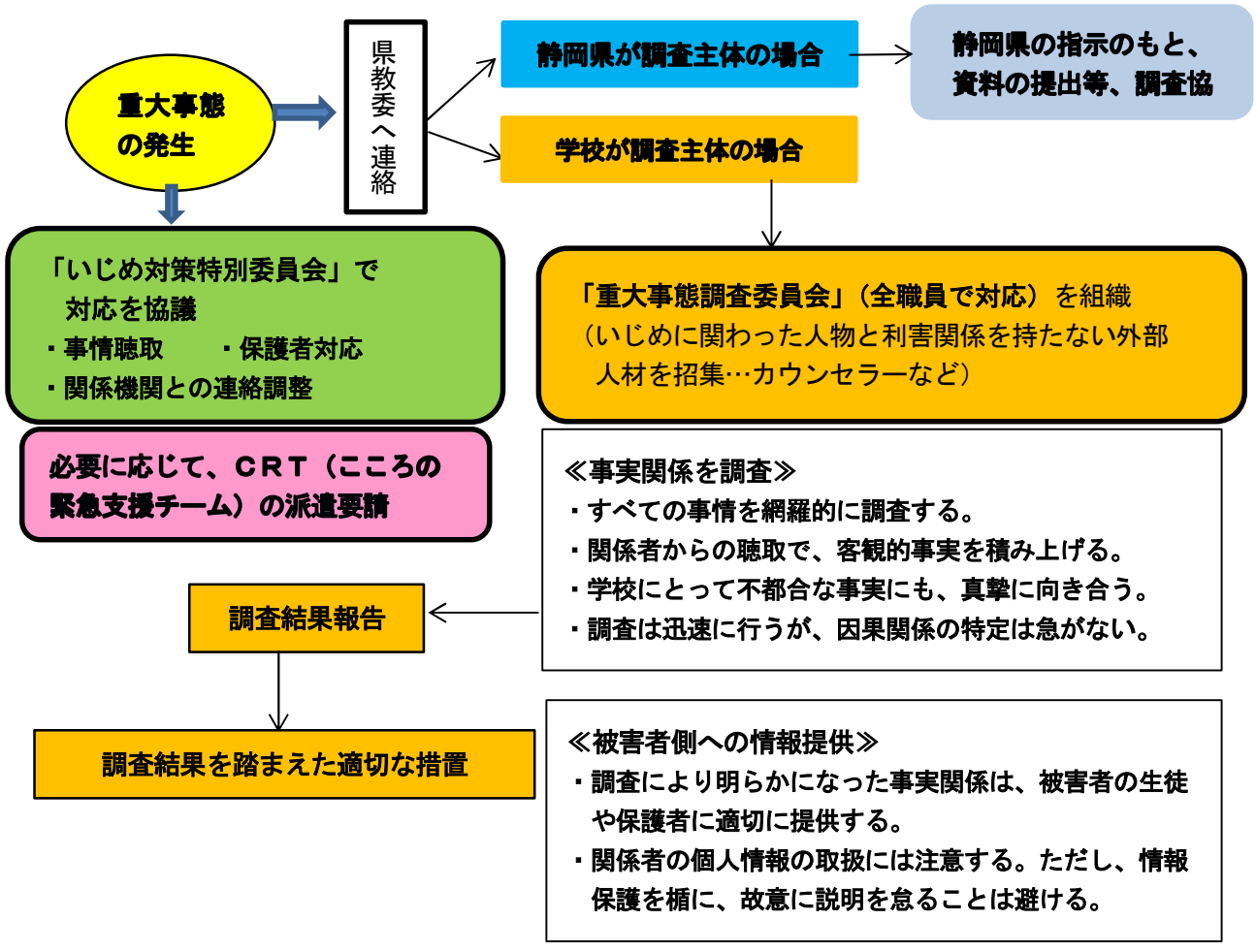
重大事態とは、次のような場合を言う。

① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合　等

② 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席しているとき。

③ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

特に「不登校」については、日頃から保護者との連携を取りながら情報収集を行い、原因や心身の状況等について、把握しておく必要がある。少しでも普段と変わった様子が見られた時は、特に注意を要する。



8　その他

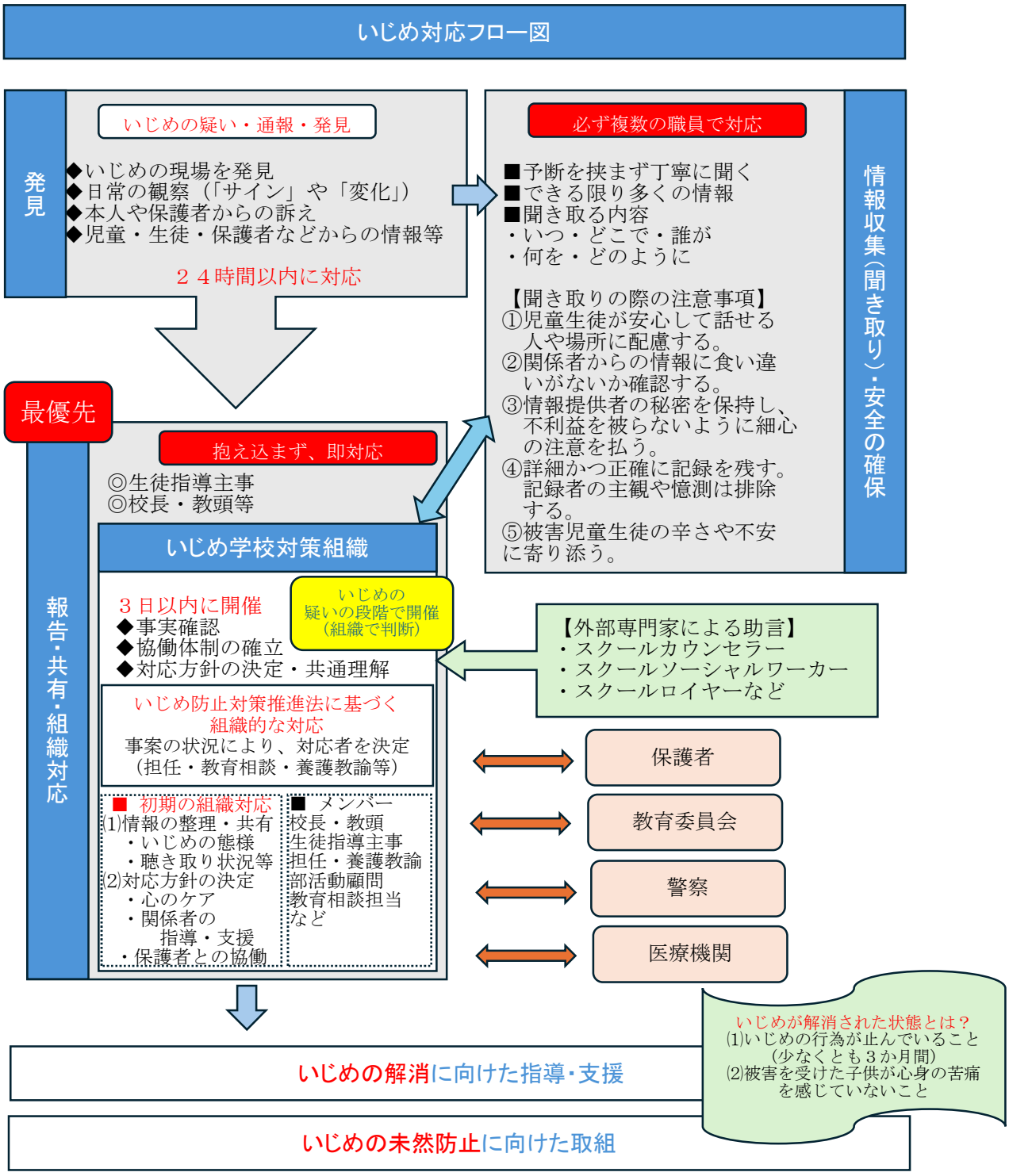
この基本方針は毎年見直しを行い、変更すべき点があれば修正する。

平成 26 年５月　策定
平成 27 年４月　改定
平成 31 年３月　改定

≪いじめ防止等のための年間計画≫

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者等
４	**入学式**…新入生保護者へのいじめ防止基本方針の説明	○		○
	対面式…上級生から新入生へのお祝いの言葉の贈呈	○		
	総合探究オリエンテーション…学年を横断した集団での学び	○		
	個人面談… 新入生のみ。担任とのコミュニケーション構築。学校生活への心構え。	○		
	学校経営計画書…達成目標の設定を行う。		○	
６	**進路学習日**… 様々な進路体験。興味関心を同じくする生徒同士の交流。	○		
７	**校内生活体験発表会**… 自分自身を振り返ることによって自己肯定感を高め、他の生徒の発表を聞くことで、よさを認め合う時間にする。	○		
	交通安全教室… 命を大切にし、他人を思いやる気持ちを養う場とする。	○		
	学校生活アンケート… 1 学期を振り返って。いじめに関する内容も含む。	○		
	三者面談…保護者との情報交換を通じて、生徒理解を深める。	○		
	中学校訪問…中学校との情報交換。新入生の様子を伝える。		○	
８	**職場訪問**…生徒の職場での様子などを伺い、意見交換する。	○		
９	**個人面談**…夏季休暇明けの学校生活への心構え。	○		
	職員研修…人権教育担当者研修会伝達講習		○	
１０	**SST**…自己と他者の存在に気付き、他者理解と受容に結び付ける。	○	○	
	進路学習日…各自が将来について考えることで、自己分析を行う。	○		
	学校公開…学校の様子を公開することで、外部の理解を得る。			○
１１	**芸術鑑賞会**…ＳＰＡＣの観劇を行い、人間としての素養を高める。	○		
	体育祭…学年を横断した集団での学び。生徒会が企画・運営。	○		
	SST…自己と他者の存在に気付き、他者理解と受容に結び付ける。	○	○	
１２	**修学旅行**…3 年生が実施。集団での行動で社会性を養う。	○		
	学校生活アンケート… 2 学期を振り返って。いじめに関する内容も含む。	○		
	三者面談…保護者との情報交換を通じて、生徒理解を深める。	○		
	SST…自己と他者の存在に気付き、他者理解と受容に結び付ける。	○	○	
１	**学校経営計画書**…年度当初にたてた目標の達成度を確認し、来年度への課題を明らかにする。		○	

	芸術鑑賞会…全校での映画鑑賞会。他学年生徒との交流。	○		
2	**定時制・通信制合同文化祭**…本校の他の生徒や、他校の生徒の作品やステージ発表を通して、お互いのよさを認識して、自己肯定感を高める。	○		
	予餞会…卒業生送別の催し。生徒同士の親睦を深める。生徒会が企画運営を行う。	○		
	学校生活アンケート…1 年を振返って。いじめに関する内容も含む。	○		
3	**三者面談**…1 年を総括して、保護者との相互理解を深める。	○		
	中学校訪問…中学校との情報交換。		○	



＊３日間欠席が続いた場合、生徒からのＳＯＳである可能性もある。HR 担任は、欠席理由を聴取し管理職等と情報を共有する。